

文例（負担付遺贈）

第〇条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、甥〇〇〇〇（生年月日）に遺贈する。

【不動産の表示】

第〇条 甥〇〇〇〇は、遺言者の妻〇〇〇〇（生年月日）の生存中、同人を前条不動産に無償にて居住させ、生活費として月5万円を毎月末日までに、妻〇〇〇〇に持参して、支払うものとする。

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第〇条 遺言者は、次の遺言者名義の預金を、受遺者〇〇〇〇（生年月日 住所）に下記の負担付きで遺贈する。

【預金の表示】

記

受遺者〇〇〇〇は、遺言者の愛犬〇〇（チワワ）の世話を責任もってすること

以上

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

遺言で、相続人ではない者にも財産を残すことができます。これを遺贈といい、遺贈によって利益を受ける者を受遺者といいます。受遺者は個人でも法人でも構いませんが、相続人欠格者はなれません。利益を無償で譲渡する点で「贈与」と似ていますが、贈与は贈与者と受贈者との間の契約による生前処分であり、遺贈は遺贈者の単独行為で死後処分である点に違いがあります。受遺者はいつでも遺贈を放棄することができ、その効果は遺言者の死亡時に遡って効力を生じます。遺贈には、遺産の全部または一部を一定の割合で示してする包括遺贈と特定の財

産についてする特定遺贈があり、また各遺贈に条件、期限、負担をつけることができます。

｜負担付遺贈

負担付遺贈とは、義務を負担してもらう代わりに、財産を遺贈することをいいます。負担付遺贈は受遺者が拒否することも考えられますので、事前に依頼しておく必要があります。また負担の範囲は遺贈を受けた財産の価格の範囲内に限られますので、負担にかかる費用を見通した上で、遺贈を考える必要があります。

｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺言者に相続人もいる場合は、受遺者と相続人との間で争いが生じないように、相続人の遺留分を侵害しない範囲内で遺贈することをお勧めします。また受遺者がちゃんと義務を果たしてくれるかわかりませんので、監視役として遺言執行者を指定しておきましょう。